

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石橋 誠之

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 令和4年9月7日

【提出日】 令和4年9月14日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等の保有割合が1%以上減少したため

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シャープ株式会社
証券コード	6753
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ケイマン諸島法に基づくリミテッドパートナーシップ)
氏名又は名称	イーエス・プラットフォーム・エルピー (ES Platform LP)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、ユーグランドハウス、私書箱309
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成29年12月21日
代表者氏名	チェーブン・ユー
代表者役職	提出者のゼネラル・パートナーであるイーエス・プラットフォーム・リミテッドのディレクター
事業内容	投資関連業等

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング 弁護士 石橋 誠之/弁護士 水本 真矢
電話番号	03-5223-7752

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	10,451,455		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 10,451,455	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		10,451,455
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年8月10日現在）	V	650,406,538
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		1.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		10.01

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和4年9月 7日	普通株式	50,784,845	7.81	市場外	処分	SIO International Holdings Limited	代物 弁済

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	36,585,860
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	令和3年2月26日C種種類株式795,363株につき、取得条項の行使が行われ、当該C種種類株式795,363株の取得の対価の交付により普通株式79,536,300株を取得 その後69,084,845株を処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	36,585,860

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地